

「関税定率法等の一部を改正する法律案」について

平成 20 年 1 月
財 務 省

[法律案の概要]

(1) 国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充等

- 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充等を行う。
- 臨時開庁制度について、手数料を廃止するとともに、手続を簡素化する。

(2) 税関における水際取締りの充実等

- 我が国を經由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取締り対象に追加する。
- 犯則物件の鑑定及び民間団体等への照会に係る規定の整備を行う。

(3) 個別品目の関税率等の改正

- バイオ E T B E (ガソリンの添加剤) 及び高炭素フェロクロムの関税率を無税とする。
- 蚕糸・絹業の一体とした振興を目的として、生糸を関税割当制度の対象に追加する。

(4) 暫定税率等の適用期限の延長等

- 暫定税率等の適用期限を平成 20 年度末まで延長する。
- 加工再輸入減税制度及び航空機部分品等の免税制度について適用期限を 3 年間延長する。